

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年3月31日

【会社名】 夢展望株式会社

【英訳名】 DREAM VISION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡 隆宏

【本店の所在の場所】 大阪府池田市石橋三丁目2番1号

【電話番号】 072-761-9293 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 阪田 貴郁

【最寄りの連絡場所】 大阪府池田市石橋三丁目2番1号

【電話番号】 072-761-9293 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 阪田 貴郁

【縦覧に供する場所】 夢展望株式会社東京支店
(東京都渋谷区道玄坂二丁目16番4号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年3月30日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年3月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 第三者割当による募集株式発行の件

健康コーポレーション株式会社（以下「健康コーポレーション」といいます。）を引受先として、第三者割当の方法により、普通株式3,900,000株を発行するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

以下のとおり定款の一部変更するものであります。

1. 事業の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するとともに号数の繰り下げを行うものであります。
2. 当社株式の流動性の向上及び将来の機動的な資金調達を可能とするために、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、3,936,000株から5,616,000株に変更するものであります。
3. 当社の親会社となる健康コーポレーションと決算期を統一することにより、経営及び事業運営の効率化を図るため、現行定款第44条（事業年度）を毎年4月1日から翌年3月31日までの1年に変更するものであります。これに伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。
4. 経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、現行定款第21条（任期）について、取締役の任期を2年から1年に変更するとともに、任期の調整規定を削除するものであります。

第3号議案 取締役2名選任の件

岩本眞二及び八島隆雄の2名を取締役に選任するものであります。

第4号議案 資本金の額の減少の件

資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案の効力の発生は、第1号議案の承認により発行される募集株式の払込みがなされることを条件としております。

第5号議案 資本準備金の額の減少の件

資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案の効力の発生は、第1号議案の承認により発行される募集株式の払込みがなされることを条件としております。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 第三者割当による募集株式発行の件	9,876	59	0	(注)1	可決 97.97%
第2号議案 定款一部変更の件	9,886	49	0	(注)1	可決 98.07%

第3号議案 取締役2名選任の件					
岩本眞二	9,882	53	0	(注)2	可決 98.03%
八島隆雄	9,893	58	0		可決 98.14%
第4号議案 資本金の額の減少の件	9,867	68	0	(注)1	可決 97.88%
第5号議案 資本準備金の額の減少の件	9,867	68	0	(注)3	可決 97.88%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。